

日本核医学技術学会 中国・四国地方会

令和 3 年度 総会 議事録

会期 : 2021 年 6 月 19 日 (土) 13 時 00 分~13 時 50 分

会場 : WEB 開催 (WEB 本部 : 広島大学病院 核医学検査室)

会長 高畑 明

司会・議事録 高内 孔明

本来であれば会員の皆様へ総会会場に直接出席をお願いし、総会を開催しなければなら
ないが、新型コロナウイルス (COVID-19) の感染拡大を受け、WEB 機能を用いて総会を行っ
た。

総会開始時の参加会員人数が 43 名で、全会員の 10 分の 1 を超えるため、総会の成立
を宣言した (会則第 23 条)

総会は、高畑会長の挨拶ののち、高内実行委員長の進行で行われた。

【第一号議案】令和 2 年度 事業報告

令和 2 年度会長吉岡隆二氏より報告。

1. 第 32 回中国・四国地方会開催日時 : 令和元年 6 月 20 日・21 日

場所 : 島根県立中央病院 2F 大研修室

テーマ : 「つながり、ひろがる 核医学技術」

新型コロナ感染拡大の状況を鑑み、皆様の安全と感染拡大防止のため、開催を中止とした。

2. 令和 2 年度 理事会の開催

○第 1 回臨時理事会 (メール会議)

開催日 : 2020 年 3 月 30 日

出席者 (理事 : 18 名、監事 : 2 名、事務局 : 1 名)

・日本核医学技術学会 第 32 回中国・四国地方会の開催中止が承認された。

○第 2 回臨時理事会 (メール会議)

開催日 : 2020 年 6 月 18 日

出席者 (理事 : 18 名、監事 : 2 名、事務局 : 1 名)

・今年度の島根大会の中止が承認された。

・次年度 (令和 3 年度) の開催県が広島に承認された。

○日本核医学技術学会 中国・四国地方会 理事会 (メール会議)

開催日 : 2020 年 9 月 23 日~9 月 30 日

出席者 (理事 : 18 名 (理事代理 3 名)、監事 : 2 名、事務局 : 1 名)

3. 令和 2 年度 総会の開催

開催日：2020 年 12 月 29 日

会場への入場者：3 名（吉岡会長、実重理事、矢田）委任状の内訳：会長委任 99 名
全会員（128 名）の 10 分の 1 を超えるため、総会を開催した。

4. 地方会誌の作成および発行

日本核医学技術学会 第 32 回中国・四国地方会が開催中止となったため、「日本核医学技術学会 中国・四国地方会誌 Vol. 30」の作成および発行は行わないこととした。

【第二号議案】令和 2 年度 会計報告事務局阿部俊憲氏より報告。

○収入合計：952,983 円 ○支出合計 153,846 円

次年度繰越金：799,137 円

【第三号議案】令和 3 年度 監査報告

監事吉岡隆二・中野健児氏より報告。

監事兩名にて、令和 3 年 5 月 2 日および 5 月 10 日に会務報告等を精査し、適正に処理されていることを確認した。

【第四号議案】令和 3 年度 事業計画

会長 高畑明氏より報告。

1. 日本核医学技術学会 中国・四国地方会理事会の開催

開催日時：2021 年 5 月 8 日 13:30～17:00

開催方法：web 会議形式

2. 日本核医学技術学会 第 33 回 中国・四国地方会の開催

開催日時：2021 年 6 月 19 日（日）13:00～16:20

開催方法：Cisco Webex Meetings を用いた WEB 開催（LIVE）

大会テーマ：学びの懸け橋 in 広島

Web 総会

理事長講演

日本核医学技術学会 理事長 片渕 哲朗 先生

プログラム：

教育講演『各モダリティで診る骨検査』

①「骨転移の骨シンチグラフィ検査」

島根大学医学部附属病院 放射線部 矢田 伸広 先生

②「Naf 骨 PET（講演名未定）」

医療法人社団葵会 広島平和クリニック 藤野 圭介 先生

③「MRI における全身 DWI スキャン（講演名未定）」

広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院 放射線科 上中 治 先生
特別講演

『放射線学的検査の生物学的影響』

広島大学大学院 広島大学大学院医歯薬学総合研究科 放射線診断学 教授
栗井 和夫 先生

その他

ホームページバナー広告：7社

ホームページ上で会費の納付依頼、新規入会案内

参加登録費：無料

事前登録（4月27日）：85名

3. 地方会誌の作成

大会ホームページに掲載予定

掲載予定日：2021年7月以降

以上の報告に対し会場からの質疑応答はなかった。挙手による採決が行われ、第一号～四号の議案は賛成多数で承認された（承認41名、不承認0名）。

【第五号議案】令和4年度の地方会開催について

日本核医学技術学会 第34回 中国・四国地方会 前田実行委員長より報告。

1. 開催日

・2022年（令和4年）6月25、26日

（会場の確保状況により、6月18、19日、6月11、12日でも可能か確認。）

2. 開催テーマ

『核医学技術を紡ぐ』

3. 開催方法について

- ・ 現状では、現地開催で準備中
- ・ Web開催も視野に入れておく
- ・ プログラムについて（一般演題、講演、他）

4. 開催場所（施設）

- ・ 高松センタービル
- ・ 三木町文化交流プラザ

5. 実行委員について（前田）

大会長 川村卓美（三豊総合病院）

実行委員長 前田幸人（香川大学医学部附属病院）

副実行委員長 宮本博樹（滝宮総合病院）
会計 岩崎孝信（徳島文理大学）
監事 門田敏秀、笹川泰弘（香川大学医学部附属病院）
事務局 香川大学医学部附属病院（森本真壽・大石晃央）
ホームページ・電子関係 大石晃央・小嶋巧也（香川大学医学部附属病院）
学術・編集企画 森本真壽・大石晃央・小嶋巧也（香川大学医学部附属病院）

6. 情報交換会
 - ・ 開催の有無、開催方法について（理事会の見解）
7. 大会ホームページについて
 - ・ m3 学会研究会のサービス
8. その他
 - ・ 大会通帳の作成
 - ・ 準備金の振り込みについて
 - ・ メールアドレスの作成
 - ・ 学会印の運用についての確認。

【第六号議案】理事会報告と会則の変更について

理事会で採決された会則の変更について協議した。

会則の変更は、会則第 26 条において総会出席者の 3 分の 2 以上の賛同を必要するため、理事会で協議した会則の変更内容を説明し、会則ごとに採決を行った。

第 7 条（会費）

現行) 会費は所定の会費を年度当初に納入しなければならない。

改定案) 会費は所定の会費を年度内に納入しなければならない。

採決 (賛成 43 名、反対 0 名)。

総会出席者の 3 分の 2 以上の賛同を得た為、第 7 条を変更する。

第 9 条（資格回復）

現行) 会費滞納分を完納した場合には会員の資格を回復する。

改定案) 会費滞納分を完納した場合、または理事会にて資格回復を認められた場合には会員の資格を回復する。

採決 (賛成 41 名、反対 0 名)。

総会出席者の 3 分の 2 以上の賛同を得た為、第 9 条を変更する。

第 10 条と第 11 条

現行) (1) 会長 1 名 (2) 理事若干名 (3) 監事 2 名。

本会の役員は理事会において決議し、総会において承認を得るものとする。

改定案) (1) 会長 1 名 (2) 副会長 1 名 (3) 理事若干名 (4) 監事 2 名

本会の役員は理事会において決議し、総会において承認を得るものとする。

2. 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(質問)

「第 11 条の 3、において” 会長の職務が遂行できない時” 」と変更した方がいいのではとの質問があった。

質問に対し高畑会長から、「文言改定を理事会で協議をする」との返答があった。

採決 (賛成 42 名、反対 0 名)。

総会出席者の 3 分の 2 以上の賛同を得た為、第 10 条、第 11 条を変更する。

第 15 条 (役員任期)

現行) 会長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2. 理事および監事の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

3. 役員任期満了後も次期役員。の任期まで引き続きその任にあたる。

改定案) 会長と副会長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 理事の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

3. 役員任期満了後も次期役員任期まで引き続きその任にあたる。

(質問)

「大会長と会長の分離に関して会則に何か文言があった方がいいのではないか」との質問があった。

質問に対し高畑会長から、「会長職に関しての文言が少なかったので、次の理事会で協議する」との返答があった。

採決 (賛成 37 名、反対 2 名)。

総会出席者の 3 分の 2 以上の賛同を得た為、第 15 条を変更する。

第 20 条 (会議の種類)

現行) 会議は総会および理事会の 2 種類とする。

改定案) 会議は総会、理事会、各種委員会とする。

2. 委員会に関する規定は、細則に定めるものとする。

採決 (賛成 40 名、反対 0 名)。

総会出席者の 3 分の 2 以上の賛同を得た為、第 20 条を変更する。

第 25 条 (会議の決議事項)

現行) 総会および理事会の決議は、出席者の過半数の賛同により決定し可否同数のときは議長がこれを決定する。ただし、会則の変更については第 26 条に従う。

改定案) 総会および理事会の決議は、出席者の過半数の賛同により決定し可否同数のときは会長がこれを決定する。ただし、会則の変更については第 26 条に従う。

(質問)

「多くの団体では、執行部である会長の判断ではなく、議長の判断で可否同数の場合の決議が決定すべきである」との意見があった。

意見に対し高畑会長から、「本案を取り上げて、見直しとしたい」との返答があった。

採決 (保留 35 名)。

本案は保留となり、理事会へ差し戻しとなった。

○ホームページ(HP)の作成について報告した。

本会はHPを所有していないため、入会や会告、会則などをいつでも参照できないなどの問題がある。本総会後にHPを作成する委員会を立ち上げ、HP内容と業者の選定、見積もりの取得を行う予定です。ただ、予算の執行については次回総会にて承認後に行います。そのため、今年度はHPが作成されず、来年度に総会の承認後に作成予定です。今回はお知らせのみおこなった。

以上をもって、閉会となった。